

第11回関西JALAP 法律事務職員セミナー

施行間近！ 民法(相続法)改正について

最近、民法が相次いで改正されました。
そのなかで、相続に関する改正法は来年1月から相次いで施行される予定です。
そこで、今回は、施行目前の「民法(相続法)改正」をテーマにセミナーを行います。
私たちの法律事務にも深く関わるものです。
多くの方の参加をお待ちしています。
なお、講義では相続以外にもどのような改正があったかについても触れていただく予定です。

日時：2018年12月15日(土) 午後1時半開会
(午後4時40分ごろ終了予定、そのあと忘年会&懇親会)

場所：大阪弁護士会館 9階 920号室

講師：足立賢介 弁護士(大阪弁護士会)

参加費 1000円(JALAP会員は800円)

(参加申込みは別紙参加申込書で！なお定員42名になり次第、申込みを締め切らせていただきます。)

問合せ先：06-6857-3900 橋本



※JALAPとは・・・

日本弁護士補助職協会の略称です。2013年に日弁連能力認定試験合格者を中心に有志の弁護士と共同で、事務職員がさらに能力を伸ばし、充実した仕事ができるようサポートすることを目標に発足した法律事務員の全国組織です。

今回の企画も、その目的の一環です。

日弁連能力認定試験合格者のみなさん、ぜひJALAPの会員登録をしてください
会員登録は、下記ホームページからダウンロードしてください。

<http://jalap.jp>